


申請書・届出書等への押印の見直しについて

行政手続きのオンライン化を実施していくため、また、手続きの簡素化により市民・事業者のみなさんの負担軽減を図るため、以下の手続きに伴う申請書・届出書等について、令和3年(2021年)1月から押印が不要になりました。様式については、市ホームページ又は以下に記載の2次元コードからご確認ください。

■ 豊中市都市景観条例に係る届出等

区分	手続き・届出名称	様式
景観の届出等	景観計画区域内(景観形成推進地区内)における行為の届出書	こちらからご確認ください 
	景観計画区域内(景観形成推進地区内)における行為の変更届出書	
	景観計画区域内(景観形成推進地区内)における行為の完了又は中止届出書	

■ 豊中市屋外広告物条例に係る申請・届出等

区分	手続き・届出名称	様式
屋外広告物	事前協議書(新規・継続・変更)	こちらからご確認ください 
	屋外広告物許可申請書(新規・継続・変更)	
	屋外広告物変更届出書	
	屋外広告物管理者届出書	
	屋外広告物完了届出書	
	屋外広告物除却届出書	
屋外広告業	特例屋外広告業届出書	
	特例屋外広告業登録事項変更届出書	

※ 屋外広告物設置承諾書等、申請者(協議者)及び代理者以外の第3者の氏名部分については、署名又は記名押印が必要です。

※ 申請・届出等の多い手続きについて記載していますので、上記以外の手続きについてはお電話にてご確認ください。